

官報

号外

昭和三十年六月十五日

○第二十二回 参議院會議録第二十四号

昭和三十年六月十五日(水曜日)午前十一時三十三分開議

議事日程 第二十四号

昭和三十年六月十五日

午前十時開議

第一 一千九百三十六年の危険藥品の不正取引の防止に関する条約の批准について承認を求めるの件(衆議院送付) (委員長報告)

第二 農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第三 昭和二十九年の台風及び冷害による被害農家に対して米麦を特別価格で売り渡したことにより食糧管理特別会計に生ずる損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第四 漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第五 臨時通貨法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第六 岡山県勝北地区暗き、排水事業施行に関する請願 (委員長報告)

第七 岡山県児島地区暗き、排水事業施行に関する請願 (委員長報告)

第八 岡山県吉備地区暗き、排水事業施行に関する請願 (委員長報告)

第九 岡山地区暗き、排水事業施行に関する請願 (委員長報告)
第一〇 林道改良補修費国庫補助に関する請願 (委員長報告)

第一一 木炭公營検査費国庫補助に関する請願 (委員長報告)

第一二 保安林の国家補償制度等確立に関する請願 (委員長報告)

第一三 林道開設費国庫補助に関する請願 (委員長報告)

第一四 山地崩壊予防事業予算措置に関する請願 (委員長報告)

第一五 山地荒廃復旧事業等の国庫補助増額に関する請願 (委員長報告)

第一六 災害林道復旧事業予算増額に関する請願 (委員長報告)
第一七 森林計画に基づく林道開設年次計画実施の請願 (委員長報告)

第一八 保安林改良事業費国庫補助に関する請願 (委員長報告)

第一九 大阪府古川沿岸農業水利改良事業等施行に関する請願 (委員長報告)
第二〇 災害崩壊地復旧事業促進に関する請願 (委員長報告)

第二一 長崎県佐世保湾漁業禁止制限に関する請願(二件) (委員長報告)

第二二 治山事業費全額国庫負担に関する請願 (委員長報告)

第二三 かんがい排水機費用国庫負担に関する請願 (委員長報告)

第二四 蚕糸業振興に関する請願 (委員長報告)

第二五 漁港修築予算増額に関する請願 (委員長報告)

第二六 みつばちのアメリカ病を病を法定伝染病に指定するの請願(二件) (委員長報告)

第二七 生乳等価格安定法制定に関する請願(二件) (委員長報告)

第二八 畜産物の価格低落に対する緊急対策の請願(二件) (委員長報告)

第二九 農業委員会職員経費国庫補助に関する請願 (委員長報告)

第三〇 農業改良普及事業費国庫補助増額等に関する請願 (委員長報告)

第三一 農機具共同利用施設資金わくの拡充強化に関する請願 (委員長報告)

第三二 積雪寒冷地地帯臨時措置法の期限延長等に関する請願 (委員長報告)

第三三 団体営土地改良事業の振興に関する請願 (委員長報告)

第三四 国営笠之原地区かんがい事業施行に関する請願 (委員長報告)

第三五 特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の適用期間延長に関する請願 (委員長報告)

第三六 伝食研究所設置に関する請願(四件) (委員長報告)

第三七 静岡県三方原用水事業着工促進に関する請願 (委員長報告)

第三八 昭和三十年度林業予算に関する請願 (委員長報告)

第三九 漁港法改正等に関する請願(二件) (委員長報告)

第四〇 岩手県大船渡漁港修築工事施行に関する請願 (委員長報告)

第四一 林政刷新に関する請願 (委員長報告)

第四二 大井川農業水利事業促進に関する請願 (委員長報告)

第四三 桑園の凍霜害対策に関する請願(二件) (委員長報告)

昭和三十年六月十五日 参議院會議録第二十四号

昭和三十年六月十五日 参議院會議第二十四号 議長の報告

第四四 高知県安芸漁港築造に関する請願 (委員長報告)	同 安井 謙君 同日内閣から、国会法第五十九条に基き、地方税法の一部を改正する法律案の修正について衆議院に要求した旨の通知書を受領した。	同日本院は、運輸審議会委員に青盛忠雄君、有沢滋君及び三村令二郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	厚生省設置法の一部を改正する法律案
第四五 鳥類保護に関する請願 (委員長報告)	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	同日本院は、左の件を議決した旨内閣に通知した。	案 總理府設置法の一部を改正する法律案
第四六 長崎県の漁港修築工事着工促進に関する請願 (委員長報告)	法務委員 須藤 五郎君 外務委員 羽仁 五郎君 農林水産委員会請願審査報告書第一号	昭和二十八年年度国有財産増減及び現在額計算書 昭和二十八年年度国有財産無償貸付状況総計算書	案 労働省設置法等の一部を改正する法律案
第四七 北海道十勝川上流菅更川のかんがい用水に関する請願 (委員長報告)	建設委員 上條 愛一君 田中 一君 最上 英子君 予算委員 田中 啓一君 同 安井 謙君	去る九日委員長から提出した公聴会開會承認要求に対し、議長は一昨十三日これを承認した。	案 外務省設置法の一部を改正する法律案
第四八 漁港修築予算増額等に関する請願 (委員長報告)	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを社会労働委員会に付託した。	公聴会開會承認要求書 一、議案の名称 商法の一部を改正する法律案(予備審査)	案 法務省設置法の一部を改正する法律案
第四九 米麦価格の是正等に関する請願 (委員長報告)	国民健康保険法の一部を改正する法律案(山下春江君外五十四名提出) 国民健康保険法の一部を改正する法律案(太崎茂男君提出)	一、公聴会の月日 昭和三十年六月二十四日 右本委員会の決議を経て、参議院規則第六十二条により要求する。	案 文部省設置法の一部を改正する法律案
第五〇 降ひより被害農家の救済等に関する請願(二件) (委員長報告)	同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	一、公聴会の月日 昭和三十年六月二十四日 右本委員会の決議を経て、参議院規則第六十二条により要求する。	案 運輸省設置法の一部を改正する法律案
第五一 保温折衷苗代補助増額に関する請願 (委員長報告)	同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	一、公聴会の月日 昭和三十年六月二十四日 右本委員会の決議を経て、参議院規則第六十二条により要求する。	案 農林省設置法の一部を改正する法律案
〇議長(河井彌八君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。	同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	一、公聴会の月日 昭和三十年六月二十四日 右本委員会の決議を経て、参議院規則第六十二条により要求する。	案 大蔵省設置法の一部を改正する法律案
一昨十三日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。	同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	一、公聴会の月日 昭和三十年六月二十四日 右本委員会の決議を経て、参議院規則第六十二条により要求する。	案 内閣委員会に付託
法務委員 羽仁 五郎君 外務委員 須藤 五郎君 農工委員 田中 一君 建設委員 上條 愛一君 予算委員 石坂 豊一君	同日内閣から、国会法第五十九条に基き、補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案の修正について衆議院に要求した旨の通知書を受領した。	一、公聴会の月日 昭和三十年六月二十四日 右本委員会の決議を経て、参議院規則第六十二条により要求する。	案 入場税と税法の一部を改正する法律案
	同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	一、公聴会の月日 昭和三十年六月二十四日 右本委員会の決議を経て、参議院規則第六十二条により要求する。	案 地方行政委員会に付託
	同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	一、公聴会の月日 昭和三十年六月二十四日 右本委員会の決議を経て、参議院規則第六十二条により要求する。	案 国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律の一部を改正する法律案
	同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	一、公聴会の月日 昭和三十年六月二十四日 右本委員会の決議を経て、参議院規則第六十二条により要求する。	案 外務委員会に付託
	同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	一、公聴会の月日 昭和三十年六月二十四日 右本委員会の決議を経て、参議院規則第六十二条により要求する。	案 水防法の一部を改正する法律案
	同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	一、公聴会の月日 昭和三十年六月二十四日 右本委員会の決議を経て、参議院規則第六十二条により要求する。	案 建設委員会に付託
	同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	一、公聴会の月日 昭和三十年六月二十四日 右本委員会の決議を経て、参議院規則第六十二条により要求する。	案 同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

所得税法の一部を改正する法律案
(横山利秋君外十二名提出)

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを農林委員会に付託した。

昭和三十年四月及び五月の凍害害、水害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

接収資金等の処理に関する法律案
同日衆議院から、左の内閣提出案中修正を承諾した旨の通知書を受領した。

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五〇号)中修正
地方税法の一部を改正する法律案中修正

同日内閣から、国会法五十九条に基き、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案の修正について衆議院に要求した旨の通知書を受領した。

同日委員長から左の報告書を提出した。
千九百三十六年の危険薬品の不正取引の防止に関する条約の批准について承認を求めるの件議決報告書
農業共済再保険特別会計の歳入不足

をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案可決報告書
昭和二十九年の台風及び冷害による被害農家に対して米麦を特別価格で売り渡したことに伴い食糧管理特別会計に生ずる損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案可決報告書

漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案可決報告書
臨時通貨法の一部を改正する法律案可決報告書

同日内閣から、国家公安委員会委員に永野重雄君を任命したので警察法第七条第一項の規定により本院の同意を求める旨の要求書を受領した。
同日郵政大臣から、内閣を経由して日本電信電話公社法施行法第十八条第三項の規定に基づく報告書を受領した。

〇議長(河井彌八君) これより今日の会議を開きます。
デンマーク国会議員オレ・ビヨン・クラフト氏、その他多数の国々の国会議員の諸君及び閣官名士がMRA国際使節団として来邦せられました。その御一行が、ただいま傍聴席に見えてお

られますから、ここにこのことを諸君に御紹介いたします。
〔総員起立、拍手〕

〇議長(河井彌八君) 去る九日、内閣総理大臣から、積雪寒冷作地帯振興対策審議会委員大矢半次郎君、森八三君、清澤俊英君の任期満了に伴う後任者を指名されたいとの申し出がございました。

つきましては、この際、日程に追加して、同委員の補欠選挙を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
〇議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。
〇松岡平市君 ただいまの選挙は、その手続を省略いたしましたして、議長において指名せられんことの動議を提出いたします。

〇上林忠次君 私は、ただいまの松岡平市君の動議に賛成いたします。
〇議長(河井彌八君) 松岡君の動議に御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
〇議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よって議長は、積雪寒冷作地帯振興対策審議会委員に大矢半次郎

君、森八三君、清澤俊英君を指名いたします。

〇羽生三七君 私はこの際、濃縮ウラン受け入れ協定仮調印に関する緊急質問の動議を提出いたします。

〇戸叶武君 私は、ただいまの羽生君の動議に賛成いたします。
〇議長(河井彌八君) 羽生君の動議に御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
〇議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よってこれより発言を許します。羽生三七君。
〔羽生三七君登壇、拍手〕

〇羽生三七君 目下各方面で多くの論議を起しております濃縮ウランの受け入れ問題に關しまして、時あたかも日米間の話し合いがほぼ成立して、近日常にワシントンで仮調印の運びとなったように聞きますので、この際、問題の重要性にかんがみまして、日本社会党を代表して二、三の問題についてお伺いいたします。

この使い方によつては、大量殺戮兵器ともなり、あるいは使い方によつては、人類の福祉に貢献をするものであるこの原子力を考える場合に、われわれは兵器たる原子力を否定し、原子力が

が平和的に利用されることを衷心より歓迎するものであります。その意味で、世上心配されているような、いわゆるひもつきでない限り濃縮ウランをどこかの国から受け入れようとも反対をする理由はないわけであります。しかし率直に申して、この問題に関する限り、しよせん私どもは全くのしろうとでありますから、学界の意見を十分尊重しなければならぬと思うのであります。しかるところ、日本学術会議原子力問題委員会は、藤岡委員長の名において、去る六月四日、政府に次のような申し入れを行なっております。申し入れは左の通りであります。

日本学術会議原子力問題委員会は、濃縮ウラン受け入れに関する対米交渉の結果いかんが、今後のわが国の原子力開発方針に少なからぬ影響を与えるものと考えます。従つて政府においては、まず交渉の基本方針について、原子力利用準備調査会総合部会の意見を十分に徴され、かつ国民に事態をできるだけ理解させるよう努力されることを希望いたします。また具体的には次の二点について特に留意されることを望みます。

一、交渉に当たっては、妥結を急ぐことなく、内外の情勢、将来の見通

しを十分把握しつつ、これを進めるべきであり、少くとも世界諸国の原子力研究開発の状況が発表される今夏の原子力の平和的利用のための国際科学会議の結果を見定めることが望ましいと考えます。

二、協定の内容は、濃縮ウラン受け入れに直接関係する事項にとどむべきであり、将来にわたる約束を含むような事項及び今後の日本の原子力開発方針をあらかじめ規制するような事項はこれを避けるのが適当であると考へます。

以上が学術会議原子力に関する委員会の藤岡委員長の名前における政府に対する申し入れであります。この場合われわれといたしましては、今、藤岡委員長が政府に申し入れたと同様な、もし協定を結ぶとすれば、世界の諸国の原子力開発の状況が発表されるこのジュネーブ会議の結果を見定めるまで協定を延ばしてはどうかと考へるのであります。だから、私のお伺いしたい第一点は、それまで政府が協定を延期される意思はないか。これが質問の第一点であります。なぜ政府がそのように決定を急ぐのか、私どもとしては非常に疑問に思ふのであります。が、少くとも学術会議は権威ある機関

だと考へております。その権威ある機関の当問題に関する特別の委員会が、今申し上げましたような申し入れをしておるのに、なぜそのように政府はお急ぎになるのか。しかもわれわれは根本的に何も反対しておるのではないので、ジュネーブでこの夏開かれるこの問題に関する国際会議の結果を見るまでお待ちになったらどうかというだけのことでありまして、政府がこの際われわれの要望を入れて、あるいはまた学術会議の要望を入れて、どうか協定をそれまで延ばされんことをわれわれは希望するものであります。(拍手)なお、藤岡教授は、念のために申し上げますが、協定が若干おくれても、たとえば明春の一月ごろになっても別段差しつかへはない、明年中に十分の手配ができるということ、一昨日の参議院外務委員会で申し述べられておりますので、何ら根本的の妨げはないと考へております。これがお尋ねしたい第一点であります。

次に、政府は外務委員会、協定の調印は憲法第七十三条の三の規定に基づいて単に調印するだけであるから、これは是非の判断は、協定の承認を国会に求めた際、国会がしかるべく判断をされたらよいという答へをされておる

のであります。しかし、いやしくも国際的取りきめである限り、調印した案件について国会が異なった議決をするというようなことは、実際問題としてはきわめて困難であります。また、仮調印から正式調印までの間に新しい情勢の変化が生じ、それに伴って修正を必要とするような事態が起つた場合、仮調印をしたものを修正ができるとお考へであります。これは特に外務大臣にお尋ねしたいのであります。が、仮調印から正式調印までの間に新しい情勢変化が起る、たとえばジュネーブ会議によつて各国の原子力の公開がおくれ、それでもつと協定を新しくやり直した方がよいといったような事態が起つた場合、一たん仮調印をしたものが修正できるかどうか。これが質問の第二点であります。

次は質問の第三点。問題の第九条は本文中から削除し、その代案として阿国の覚書を交換することになったよりであります。この場合、実際には発電用原子炉を受けける場合は、別に特別の協定を必要とすると言われております。しかしとすれば、なぜ交換公文中に特にしるさなければならぬのか。全部これを削つて、もし新しいその発電用

原子炉を受けける場合には、そのときに改めて協定を結んだらいいのではないか。なぜこの際、しいて、たとえ交換公文中にしろ、これを挿入しなければならぬのか。この点を明らかにせられたのであります。これが第三点であります。

次に、かりに協定を結んだ場合、アメリカが国内法として「一九五四年アメリカ原子力法」を持つていけると同じように、日本でも将来何らかの国内法を制定するようなことは起らないか。これはきわめて重要だと思ふのであります。今はそういう必要はないように政府は言われておりますが、このウランを貸与するアメリカが、国内法として原子力法を持つているのでありますから、それと同じように日本も何らかの将来特別の国内立法を必要とするようないことが起らないか。これは国民の権利義務その他に重要な影響があると思ひますので、特にお尋ねをいたします。これが質問の第四点であります。

次に日本と米國が本問題に関する協定を結んだ場合、他の國との協定、たとえば日本と英國と協定を結ぶというやうなこと、そういう自由は認められ

るかどうか。先般デンマークがアメリカ、イギリス兩國と協定を結んだやうな新しいケースがありますが、そういう自由は認められておるか。あるいは何らかの制約を受けるのか。これが質問の第五点であります。

最後にお尋ねしたいことは、若干私見も差しさしますが、さきに参議院の外務委員会、一政府委員は、決定を急ぐ理由として、アメリカ議会の都合をあげておられました。なぜ日本の都合を先にお考へにならないのか、この点は、はなはだ遺憾に考へるのであります。そういう意味でわれわれは日本の立場から、この際、政府が率直に国会の了解を得るという意味であるならば、協定の内容をすみやかに御発表願ひたいのであります。また政府の話によりますという、協定は、仮調印をしても、本調印はジュネーブ会議の済んだあとになるかもしれないと言っておられますが、この理由を明らかにせられたい。また仮調印が済んだならば、すみやかに今国会で協定の承認を求めるような措置をとるのか。この点も明らかにしていただきたいのであります。

以上が私のお尋ねしたい要点であります。が、お答へによつては再質問をさせていただきます。(拍手)

【國務大臣鳩山一郎君登壇】

○國務大臣(鳩山一郎君) 羽生君のた
だいまの御質問に對しましては、大体
において外務大臣からお聞きとりを願
いたいと思います。調印はいつごろか
ということにつきましては、本調印を
いたしますのは、よく検討したあとに
いたしたいと考えております。しかし
協定を結ぶことは、やはり基本的研究
なり調査を促進するために効果がある
と思うものでありますから、あまり
延ばしたくはないというより大体的
考え方を持っております。

【國務大臣重光葵君登壇】

○國務大臣(重光葵君) 順次お答え申
し上げます。濃縮ウラン受け入れ交渉
の件が重要な問題であるから、國民に
よく理解せしめなければいかぬ、急ぐ
必要はないという御趣旨は、その通り
に考えております。十分理解せしめ
て、そしてこれは交渉しなければなら
ませんので、今日までもいろいろな機
会に、機会があるたびに、十分に説明
をいたしておる次第でございます。そ
して急いではおりません。なお、學術
會議ですか、藤岡博士の意見等は、十
分に参照して処理をいたしておるつ
りでございます。

次に、仮調印をした上で修正ができ
るかという御質問に對しては、仮調印
をいたしましても修正はできると申し
上げ得るのでございます。しかしなが
らその修正をすることが、果して調印
者の利益であるかどうかということ
は、それはそのときに十分考えなけれ
ばならぬのであります。

それから第三番目の交換公文がある
かないか。トルコとアメリカとの条約
の第九条がこれに問題となつておりま
す。第九条の件は、お話の通りに将来の
発電力に關係することでございますか
ら、これは直接濃縮ウランの受け入れ
の題目ではございませんから、これは
はずすことに了解を得ました。ただ、今
問題となつておりますのは、何かの形
式で、もし日本側が将来希望する場合
においては、将来の発電力の問題につ
いても援助をアメリカから与えるとい
う、むしろ一方的の了解を取りつける
趣旨に交換公文をいたそうかという今
予定を持っております。しかし、これ
は日本側の希望がなければ援助を受け
る必要が少しもないのでございます。
それから第四の、国内法を将来制定
する意向ありや、これはさようなこと
を今予想しておらないことを申し上げ
ます。

第五点の、他の国との協定は自由で
あるか、これは自由でございます。何ら
いわれるひもつきはございません。將
来のことは、日本独自の見解によつて決
することができるわけでございます。
第六番目の、何ゆゑに急ぐか、内容
はなるべくすみやかに知らしたるよか
ろう、それはその通りに私もとも考え
ております。急いでおるわけではない
ということをおし上げます。しかし交
渉が双方の満足するように妥結します
場合において、かりにいわれる仮調
印、イニシアルをすることは、これは
区切りをつけることでありますから、
これは差しつかえないと、こう考えて
おります。

それでお答えは済んだと考へます。
(拍手)

【國務大臣高橋達之助君登壇、拍
手】

○國務大臣(高橋達之助君) お答え申
し上げます。

大体外務大臣の御回答で済んだと思
いますが、濃縮ウラン受け入れの問題
につきましては、先に海外に派遣い
たしました學術研究団の調査を基礎
といたしまして、原子力平和利用準
備委員会が中心となりまして、いろ
いろ研究いたしました結果、ただい

ま交渉中でございますが、ジュネー
ブの會議の結果を待たらどうか、
こういう意見もありませんが、当方の
意向が先方において受け入れられる
限りにおきましては、必ずしもジュ
ネーブ會議の結果を待つ必要はない
と、こう考えております。また原子
力の法案につきましては、ただいま外
務大臣がお答えいたしましたごとく、
現在のアメリカにおける法案は主とし
て秘密保護ということが主体になつて
おるようでありまして、今回われわれ
が受け入れます濃縮ウランは、これは
平和的利用ということが主体でありま
すから、アメリカとは全然異なつてお
りますから、アメリカと同じような法
案を立法する意向はございません。

○羽生三七君 自席から簡単に再質問
してよろしいでございますか。

○議長(河井彌八君) 御登壇を希望し
ます。

【羽生三七君登壇、拍手】

○羽生三七君 ただいまの御答弁で一
番私どもの理解したい点は、先ほど
のお答弁を総合してみても、必ずしも急
ぐわけではないが、仮調印をするだけ
だ、従つて本調印はジュネーブ會議後
になつても差しつかえないというよう
な含みのある御答弁であります。そう
だとすれば、先ほど申し上げましたよ

うに、仮調印をしたあと、しかも外務
大臣のお話では、ある程度修正がきく
からということをお聞きしましたが、実
際問題として私はそれはなかなか困難
と思ひますので、われわれ根本的に何
も反對しておるわけではないのであり
ますから、この受け入れというものが、
公正な平和的な原子力の利用である限
り、人類の福祉のためにこれは歓迎す
べきことでありますから、何もあくま
で反對するわけではないのでありま
す。そうだとするならば、ジュネーブ
會議が開かれれば、そこでもつて各国
の原子力の利用状況が全部明らかにな
つて、それでわが国と協定を結ぶ場
合にも非常に都合のいい、いろいろな
ケースが出て来ると思ふのでありま
す。それまでお延ばしになるというこ
とが、何も日本にとつて、今お急ぎに
なつておるこの協定を若干延ばして
も、それによつて日本のこの研究が遅
れるものでもないし、またアメリカが
今やらなければ、今すぐ協定をしなけ
れば、あとからではこれを貸手しない
とかいうのであれば、まことに私はそ
れはおかしいと思ひ、アメリカの態度
というものは、でありますから、今
せつかく、本調印もジュネーブ會議後

昭和三十年六月十五日 参議院會議第二十四号 千九百三十六年の危険薬品の不正取引の防止に関する条約の批准について承認を求めるの件

まで延ばしていいというなら、仮調印もいつそのことジュネーブ会議後までお延ばしになったらどうか、これを重ねてお伺いいたします。(拍手)

〔国務大臣重光葵君登壇、拍手〕

○国務大臣(重光葵君) お答えをいたします。

今お話し通りに、この問題については、日本の科学振興のため、またこれを平和的に利用することは人類の福祉のためであるから、これに異存はないのであるというお話もございました。われわれはまさにその見地に立つてこれを進めておるわけでありまして、従いまして、今日日本側の自主的措置を何ら拘束を受けない、また今日予想し得るような都合のないことがはつきりした場合に、合意に達したときにこれに仮調印をすることは私は当然であらうと思ひます。しかし本調印に至るまでは、まだ時期もございまして、これが絶対に、重要なことがその後に出た場合に変えられぬということでもございせんし、それは本調印までに時日をもつて十分考慮して行きたい、こう申し上げておるわけで、これは私は非常に合理的な考え方だと、こう思つておる次第でございまして。

(拍手)

○議長(河井彌八郎) 日程第一、千九百三十六年の危険薬品の不正取引の防止に関する条約の批准について承認を求めるの件(衆議院送付)を議題といたします。

まず委員長の報告を求めます。外務委員長石黒忠篤君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

千九百三十六年の危険薬品の不正取引の防止に関する条約の批准について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十年六月九日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長河井彌八郎

千九百三十六年の危険薬品の不正取引の防止に関する条約の批准について承認を求めるの件

千九百三十六年の危険薬品の不正取引の防止に関する条約の批准について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求める。

千九百三十六年の危険薬品の不正取引の防止に関する条約の批准について承認を求めるの件

〔参照〕

千九百三十六年の危険薬品の不正取引の防止に関する条約

オーストリア連邦大統領、ベル

ギー皇帝陛下、ブラジル合衆共和国

大統領、グレート・ブリテン及びアイ

erland並びにグレート・ブリテン

海外領土皇帝インド皇帝陛下、ブル

ガリア皇帝陛下、中華民国国民政府

主席、コロンビア共和国大統領、

キューバ共和国大統領、デンマーク

及びアイスランド皇帝陛下、エジプ

ト皇帝陛下、エクアドル共和国最高

権力者、スペイン共和国大統領、エ

ストニア共和国大統領、フランス共

和国大統領、ギリシャ皇帝陛下、ホ

ンデナス共和国大統領、ハンガ

リー王国摂政陛下、日本国天皇陛

下、メキシコ合衆国大統領、モナコ

公殿下、パナマ共和国大統領、オラ

ンダ皇帝陛下、ポランド共和国大

統領、ポルトガル共和国大統領、ル

マニア皇帝陛下、スイス連邦政府、

チェコスロヴァキア共和国大統領

領、ソウィエト社会主義共和国連邦

中央執行委員会、ウルグアイ共和国

大統領及びヴェネズエラ合衆国大統領は、

一方において、千九百三十二年一月

二十三日にはヘーグで署名された国際

あへん条約、千九百二十五年二月十

九日のジュネーブ条約及び千九百三

十二年七月十三日にジュネーブで署

名された麻薬の製造制限及び分配取

締に関する条約の規定の違反行為を

処罰するための措置を強化し、か

つ、他方において、これらの条約に

掲げる薬品及び物質の不正取引を現

状において最も有効な方法により防

止することを決意し、

次のとおりその全権委員を任命し

た。

オーストリア連邦大統領

国際連盟常任代表、特命全権

公使 エメリッヒ・ブリュック

ル

前ウィーン警視副総監、あへ

んその他の危険薬品の取引に関

する諮問委員会におけるオース

トリア代表、ドクトル ブル

ノ・シュルツ

ベルギー皇帝陛下

外務貿易省法律顧問、ジュネーブ大学教授 モーリス・ブルカン

ブラジル合衆共和国大統領

公使館書記官 ジョルジュ・ラトール

グレート・ブリテン及びアイス

land並びにグレート・ブリテン海外

領土皇帝インド皇帝陛下

グレート・ブリテン及び北部

アイルランド並びに国際連盟の

連盟国でない英帝国のすべての

構成員のために

内務省法律顧問 オス

カー・フォレット・ドゥッ

ン

あへんその他の危険薬品

の取引に関する諮問委員会

における連合王国代表、

陸軍少佐 ウィリアム・

ヒューエット・コウルズ

カナダ自治領のために

恩給厚生省麻薬局長、あ

へんその他の危険薬品の取

引に関する諮問委員会にお

けるカナダ代表、陸軍大

佐 C.H.L. シャーマン

インドのために

あへんその他の危険薬品の取引に関する諮問委員会 副議長 ゴードン・サイ デー・ハーデー ブルガリア皇帝陛下 国際連盟常任代表、スイス連邦駐在特命全権公使 ニコラス・モンチロフ 中華民國国民政府主席 国際連盟常設代表部事務局 長、スイス連邦駐在特命全権公使、ドクトル フー・チツァイ コロンビア共和国大統領 国際連盟常設代表部書記官 ラファエル・ギザード キューバ共和国大統領 国際連盟常任代表、スイス連邦駐在特命全権公使 ギリニル モ・デ・ブランク デンマーク及びアイスランド皇帝陛下	インドロ・ガステル・コンチャ スペイン共和国大統領 外務省局長、あへんその他の危険薬品の取引に関する諮問委員会におけるスペイン代表、フリオ・カサレス・イ・サンチュス エストニア共和国大統領 国際連盟常任代表代理 ヨハネス・コイダル フランス共和国大統領 全権公使、外務省官房及び法務部次長 ヴェルシエール・ド・レフィ 総領事 ガストン・ブルゴワ ギリシャ皇帝陛下 国際連盟常任代表、特命全権公使 ラウル・ビビカリロゼツ ドイツ 国際連盟常設代表部一等書記官 アレクサンドル・コントゥマス ホンデラス共和国大統領 国際連盟常任代表、パリ駐在代理公使、ドクトル フリアン・ロベス・ピネダ ハンガリー王国摂政殿下 国際連盟代表部部長、スイス連邦駐在特命全権公使 ラスロ・デ・ヴェリクス 日本国天皇陛下	スイス連邦駐在特命全権公使 堀田正昭 メキシコ合衆国大統領 国際連盟常設代表部書記官、外務省一等書記官、あへんその他の危険薬品の取引に関する諮問委員会におけるメキシコ代表 マヌエル・テリョ モナコ公殿下 ジュネーヴ駐在総領事 ザヴィエリジョン・レザン パナマ共和国大統領 国際連盟常任代表、ドクトル エルネスト・ホフマン オランダ皇帝陛下 国際あへん問題に関するオランダ政府顧問、あへんその他の危険薬品の取引に関する諮問委員会におけるオランダ代表 J・H・デルホルヘ 外務省編集部長、准男爵 G・ペーレルツ・ファン・ブロ克蘭ト ポーランド共和国大統領 前公衆衛生大臣、あへんその他の危険薬品の取引に関する諮問委員会議長、ドクトル ヴィトルド・ホジコ ポルトガル共和国大統領 国際連盟常任代表、全権公使、ドクトル アウグスト・デ・ヴァスコソセロス リスボン大学総長、教授 ジョゼ・カエイロ・ダ・マッタ ルーマニア皇帝陛下 国際連盟担当特命全権公使 コンスタンティン・アントニアデー スイス連邦政府 公使館参事官、連邦政務省国際連盟局長 カミーユ・ゴルジュ チェコスロヴァキア共和国大統領 法務省顧問、ドクトル アン トニン・コウカル ソヴィエト社会主義共和国連邦中央執行委員会 外務人民委員会法律顧問 ゲオルギー・ラシケヴィッチ ウルグアイ共和国大統領 スイス連邦駐在特命全権公使 ヴィクトル・ベナヴィデス ベルギー王国及びオランダ王国駐在特命全権公使、あへんその他の危険薬品の取引に関する諮問委員会におけるウルグアイ代表、ドクトル アルフレド・デ・カストロ ヴェネズエラ合衆国大統領	国際連盟常任代表、特命全権公使 マヌエル・アロリーチャ これらの全権委員は、その全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次の条項を協定した。 第一条 1 この条約において、「麻薬」とは、千九百二十二年一月二十三日のヘーグ条約並びに千九百三十五年二月十九日及び千九百三十七年七月十三日のジュネーヴ条約の規定が現在適用されており、又は将来適用される薬品及び物質をいう。 2 この条約の適用上、「抽出」とは、製造又は転換と称されている操作を伴わないで、麻薬が含まれている物質又は混合物から麻薬を分離する操作をいう。「抽出」のこの定義は、けしから生あへんを得る工程を含むものではなく、その工程は、「生産」に含まれる。 第二条 各締約国は、次に掲げる行為を特に監禁刑その他の自由刑による嚴重な刑罰に処するため、必要な法規を定めることに同意する。 (a) 前記の条約の規定に違反する麻薬の製造、転換、抽出、製剤、所持、提供、販売の申出、分配、購入、販売、交付(名目のいかんを
---	--	--	---

昭和三十年六月十五日 参議院會議第二十号 千九百三十六年の危険薬品の不正取引の防止に関する条約の批准について承認を求めるの件

昭和三十年六月十五日 参議院會議録第二十四号 千九百三十六年の危険薬品の不正取引の防止に関する条約の批准について承認を求めるの件

三〇六

問わない。)、仲介、発送、通過発送、輸送、輸入及び輸出

(b) この条に明示する違反行為への故意の参加

(c) 前記の違反行為を行うための共謀

(d) 未遂及び予備(予備については、国内法で定める条件に従うものとする。)

第三条

他の締約国の領域において治外法権を有する締約国は、第二条に掲げる違反行為を当該領域内で行つた自国民を、少くともその違反行為が自国の領域内で行われた場合と同様に、嚴重に処罰するため、必要な法規を定めることを約束する。

第四条

第二条に掲げる行為のおおのは、異なつた数国で行われた場合には、別個の違反行為とみなす。

第五条

麻薬を得ることを目的とする栽培、採取及び生産を国内法で取り締つて締約国は、また、その国内法に対する違反行為を嚴重に処罰することもできるものとしなければならない。

第六条

外国裁判による前科を承認する原則を認める国は、第二条に掲げる違反行為に対する外国の有罪の判決を、国内法で定める条件の下において累犯を確定する目的のために承認するものとする。

第七条

1 自国民につき犯罪人引渡の原則を認めない諸国においては、第二条に掲げる違反行為を外国で犯した後自国の領域に歸つた自国民を、違反行為が自国の領域内で行われた場合と同様に訴追し、かつ、処罰しなければならない。違反行為を犯した者がその違反行為後に自国の国籍を取得した場合にも、同様とする。

2 前項の規定は、外国人に係る同様の事件における外国人犯罪人引渡を認めることができない場合に相当するときは、適用がないものとする。

第八条

締約国の領域内にある外国人であつて第二条に掲げる違反行為を国外で犯したものは、次の諸条件を具備するときは、その違反行為がその締約国の領域内で行われた場合と同様に訴追され、かつ、処罰されなければならない。

(a) 犯罪人引渡が要請されたが、違反行為自体とは関係がない理由に

よりその犯罪人引渡が行われないこと。

(b) 外国人が国外で犯した違反行為の訴追を逃亡地国の法令が原則として認めていること。

第九条

1 第二条に掲げる違反行為は、締約国の間で締結されており、又は将来締結される犯罪人引渡条約中の引渡犯罪とみなす。

2 条約の存在又は相互主義を犯罪人引渡を行うべき条件としない締約国は、相互間において、前記の違反行為を引渡犯罪とみなすものとする。

3 犯罪人引渡は、請求を受けた国の法令に従つて行われる。

4 犯罪人引渡の請求を受けた締約国は、自国の権限のある当局が逃亡犯罪人の訴追又は刑の言渡の理由となる違反行為を重大でないと認めたときは、すべての場合に、その逃亡犯罪人の逮捕を行うこと又は引渡を行うことを拒絶する権利を有する。

第十条

第二条に掲げる違反行為の遂行に供された麻薬、物質及び器具は、押収し、及び没収することができる。

第十一条

各締約国は、第二条に掲げる違反行為を防止するために必要なすべての業務を監督し、及び調整し、並びにこれらの違反行為を行つた者を訴追するための措置が執られることを確保する任に当る中央官庁を国内法上の組織中に設けなければならない。

2 この中央官庁は、
(a) 麻薬を取り扱う他の公の機関又は団体と密接な連絡を保たなければならない。
(b) 第二条に掲げる違反行為の調査及び防止を容易にするためのすべての情報を集めなければならない。

(c) 外国の中央官庁と密接な連絡を保たなければならない。かつ、これと直接に通信することができ、
3 締約国の政府が連邦制であるとき、又は政府の行政権が中央政府と地方政府とに配分されているときは、1に定める監督及び調整並びに2(a)及び(b)に掲げる任務は、その国の憲法上又は行政上の組織に従つて遂行する。

4 この条約が第十八条の規定に基づいていすれかの地域に適用される場合には、この条の規定の適用は、当該地域内に又は当該地域の

ために設けられる中央官庁であつて、必要があるときはその本土地域の中央官庁と連絡して行動するものを設置することによつて確保することができる。

5 中央官庁の任務及び権限は、千九百三十一年の麻薬の製造制限及び分配取締に関する条約第十五条に掲げる特別の行政機関に委任することができる。

第十二条

1 中央官庁は、第二条に掲げる違反行為の防止及び処罰を容易にするためできる限り広い範囲で外国の中央官庁と協力する。

2 中央官庁は、有益と認める限り、関係があるとみられる国の中央官庁に次の事項を通報する。

(a) 現に行われ、又は行われようとする取引に関する調査その他の業務を可能にする詳細

(b) 不正取引者の動静を監視するためその者の身元及び特徴について入手することができた明細

(c) 麻薬の密造所の発見

第十三条

1 第二条に掲げる違反行為に関する司法共助の囑託書の送付は、次の方法で行う。

(a) なるべく各国の権限のある当局の間の直接通信若しくは中央官庁經由

(b) 両国の法務大臣の間の直接通信若しくは囑託国の権限のある他の当局から受託国の法務大臣にあつた直接通信又は

(c) 受託国に駐在する囑託国の外交使節若しくは領事官經由。このため、その外交使節又は領事官は、受託国が指定する当局に司法共助の囑託書を送付する。

2 各締約国は、自国の領域内で実施される司法共助の囑託書が外交機關を經由して送付されることを希望する旨を、他方の締約国にあつた通報によつて表明することができる。

3 1(c)の場合においては、囑託国の外交使節又は領事官は、司法共助の囑託書の写一通を、同時に、受託国の外務大臣に送付する。

4 別段の合意がない限り、司法共助の囑託書は、受託当局の言語又は両国間において合意した言語で作成しなければならない。

5 各締約国は、他の各締約国に対して、司法共助に関する後者の囑託書につき前記の送付方法で自国

が承認する一又は二以上のものを通知する。

6 締約国がその通知をするまでは、司法共助の囑託書に關してはその国の現行の手續によるものとする。

7 囑託された司法共助を実施するに當り、鑑定人の費用を除くほか、手数料その他の費用の支払を求めてはならない。

8 この条のいづれの規定も、締約国が刑事事件において自国の法令に反する立証方式を採択し、又は、自国の法令の制限をこえて、囑託に應じて司法共助を実施することを約束するものであると解釈してはならない。

第十四条 この条約への締約国の参加は、國際法の問題としての刑事裁判権の一般問題に關する締約国の方針に影響を及ぼすものであると解釈してはならない。

第十五条 この条約は、いづれの国も第二条及び第五条に掲げる違反行為をその国の国内法の一般法則に従つて定義し、新造し、及び処罰するといふ原則に影響を及ぼすものではない。

第十六条 締約国は、國際連盟事務局長を通じて、相互に、この条約の実施のため公布された法令及び自国の領域内におけるこの条約の運用に關する年次報告を送付する。

第十七条

この条約の解釈又は適用に關して締約国間になんらかの紛争が生じ、かつ、外交手段によつてこれを満足に解決することができないときは、この紛争は、當事国間に効力を有する國際紛争の解決に關する協定に従つて解決する。

當事国間に効力を有するこの種の協定がないときは、紛争は、仲裁裁判又は司法的解決に付託する。他の裁判所の選択に關する協定がない場合には、紛争は、すべての紛争當事国が常設國際司法裁判所規程に關する千九百二十年十二月十六日の議定書に關するときは常設國際司法裁判所に、また、いづれかの紛争當事国が千九百二十年十二月十六日の議定書の當事国でないときは、國際紛争平和的處理に關する千九百七年十月十八日のヘーグ条約に従つて構成される仲裁裁判部に、いづれかの紛争當事国の請求により付託する。

第十八条

1 締約国は、署名、批准又は加入に際して、この条約の受諾によ

り、自国がその殖民地、保護領、海外領土又は宗主権若しくは委任統治の下にある地域の全部又は一部に關していかなる義務も負わな

2 締約国は、その後いつでも、國際連盟事務局長に対し、前項の宣言の対象となつた地域の全部又は一部に對するこの条約の適用を宣言する旨を通知することができるものとす、この条約は、その宣言に掲げた地域には適用しない。

3 締約国は、第二十四条に定める五年の期間の満了後いつでも、その殖民地、保護領、海外領土又は宗主権若しくは委任統治の下にある地域の全部又は一部に對するこの条約の適用を終止することを希望する旨を宣言することができるものとす、この条約は、國際連盟事務局長がこの宣言を受領した日の後一年で、その宣言に掲げる地域に對する適用を終止する。

4 事務局長は、この条に従つて受領したすべての宣言及び通知をすべての國際連盟の連盟国及び第十

九条に掲げる非連盟国に通報する。

第十九条

フランス語及び英語の本文をひとしく正文とするこの条約は、本日の日付を有する。この条約は、國際連盟の連盟国又はこの条約を作成した會議に招請された非連盟国若しくは國際連盟理事會がこの条約の謄本を送付した非連盟国の署名のため、千九百三十六年十二月三十一日まで開放しておく。

第二十条

この条約は、批准を要する。批准書は、國際連盟事務局長に送付し、事務局長は、その受領をすべての國際連盟の連盟国及び前条に掲げる非連盟国に通報する。

第二十一条

1 この条約は、千九百三十七年一月一日以後、すべての國際連盟の連盟国又は第十九条に掲げるすべての非連盟国の加入のために開放しておく。

2 加入書は、國際連盟事務局長に送付し、事務局長は、加入書の受領をすべての連盟国及び第十九条に掲げる非連盟国に通報する。

第二十二条

この条約は、國際連盟事務局長が國際連盟の連盟国又は非連盟国のう

昭和三十年六月十五日 参議院會議録第二十四号 千九百三十六年の危険薬品の不正取引の防止に關する条約の批准について承認を求むるの件

ち十國の批准書又は加入書を受領した日の後九十日で効力を生ずる。この条約は、その日に國際連盟事務局長が登録する。

第二十三条

十番目の批准書又は加入書の寄託後に寄託する批准書又は加入書については、國際連盟事務局長がこれを受領した日から九十日の期間が満了した時に効力を生ずる。

第二十四条

1 この条約は、その効力発生の日から五年の期間が満了した後は、國際連盟事務局長に寄託する書面によつて廢棄することができる。廢棄は、國際連盟事務局長がその書面を受領した日の後一年で効力を生じ、かつ、廢棄書を寄託した國際連盟の連盟國又は非連盟國に對してのみ効力を有する。

2 事務局長は、受領した書面による廢棄をすべての連盟國及び第十九条に掲げる非連盟國に通報する。

3 この条約は、同時に又は順次に廢棄された結果この条約の拘束を受ける連盟國及び非連盟國の数が十未満に減少したときは、そのうち最後の廢棄がこの条の規定に従つて効力を生ずる日に失効する。

第二十五条

この条約の改正の要請は、この条約の拘束を受ける國際連盟の連盟國又は非連盟國が國際連盟事務局長にあてた通知でいつでも行うことができる。その通知は、事務局長がこの条約の拘束を受ける他の國際連盟の連盟國及び非連盟國に通報する。その通報が他の締約國の数の三分の一以上の國によつて支持されるときは、締約國は、この条約の改正のために会合することに同意する。

以上の証據として、前記の全權委員は、この条約に署名した。

千九百三十六年六月二十六日にジュネーヴで本書一通を作成した。この本書は、國際連盟事務局の記録に寄託しておく。その認証本は、すべての國際連盟の連盟國及び第十九条に掲げる非連盟國に送付する。

オーストリア

E・ブリュッゲル

ドクトル ブルーノ・シニル

ツ

ベルギー

この条約を受諾することによつて、ベルギーは、ベルギー領

コンゴ及び國際連盟のために委任統治を行つてゐるルアンダリウレンディ地域に關してはいかなる義務も負わない。

モリス・ブルカン

ブラジル合衆國

ジョルジュ・ラトール

政府の承認を条件として

グレート・ブリテン及び北部アイルランド並びに國際連盟の連盟國でない英帝國のすべての構成員

オスカー・F・ドウソン

ウィリアム・H・コウルズ

カナダ

C・H・L・シャーマン

インド

G・ハーディー

ブルガリア

N・モンチロフ

中国

フリー・チーツァイ

コロンビア

政府の承認を条件として

ラファエル・ギザード

キューバ

G・デ・ブランク

デンマーク

ウィリアム・ボルベルグ

エジプト

エドガー・ゴラ

エクアドル

アレハド・ロ・ガステル

スペイン

フリオ・カサレス

エストニア

J・コーダ

フランス

P・ド・レフイ

G・ブルゴワ

ギリシャ

ラウル・ビビカリロゼッティ

A・コントゥマス

ホンデラス

J・ロベス・ビネダ

ハンガリー

批准を留保して

ヴェリクス

日本國

堀田正昭

メキシコ

マヌエル・テリロ

モナコ

ザヴィエ・レザン

パナマ

政府の承認を条件として

ドクトル エルネスト・

ホフマン

オランダ

デルホルヘ

G・ペーレルシ・ファン・ブ

ロ克蘭ト

ポーランド

ホジコ

ポルトガル

アウグスト・デ・ヴァスコ

セロス

ジョゼ・カエイロ・ダ・マッ

タ

ルーマニア

C・アントニアデー

スイス

C・ゴルジュ

チェコスロヴァキア

ドクトル アントニン・コウ

カル

ソヴィエト社会主義共和國連邦

G・ラシェケヴィツ

ウルグアイ

V・ペナヴィデス

アルフレド・デ・カストロ

ヴェネズエラ

政府の承認を条件として

アローチャ

〔石黒忠篤君登壇、拍手〕

○石黒忠篤君 ただいま議題となりました千九百三十六年の危険薬品の不正取引の防止に關する条約の批准について承認を求むるの件について、外務委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

この条約は、一九三六年に、国際連盟主催のもとにジュネーブで開催せられた麻薬不正取引防止会議において作成されたものでありまして、わが国は同年六月二十六日に署名を行なったのでありますが、その批准は戦争等の理由で今日まで延期せられて参つておるものであります。この条約は、わが国がすでに当事国となつております麻薬に關します三つの条約がございまして、それを補足する条約であります。この三つの条約に対する違反行為を國際的に訴追処罰するための措置を拡充することを内容としておるものであります。従つてわが国は、この条約の當事国となる場合には、麻薬の毒物流入に對します防衛態勢を強化するといふことができるばかりでなく、麻薬の分野における國際協力に貢獻することもできるのであります。

そこで政府はこの際、この批准を行いたく、国会に對してこれが承認を求めるといふのが提案の理由であり、内容であるのであります。

委員会は、本件に關連いたしまして、国内における麻薬取締りの実情等につきましまして質疑を行なつた後に採決をいたしましたところ、全会一致をもつて、本件は承認すべきものと決定をいたしました次第でございします。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより本件の採決をいたします。本件を問題に供します。委員長報告の通り本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて本件は、全会一致をもつて承認することに決しました。

○議長(河井彌八君) 日程第二、農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に關する法律案

日程第三、昭和二十九年の台風及び冷害による被害農家に対して米麦を特別価格で売り渡したことに對し食糧管理特別会計に生ずる損失をうめるための一般会計からの繰入金に關する法律案

日程第四、漁船再保険特別会計における給付保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に關する法律案

日程第五、臨時通貨法の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上、四案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。大蔵委員長青木一男君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に關する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十年六月九日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長河井彌八君

農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に關する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に關する法律案

1 政府は、農業共済再保険特別会計の農業勘定の歳入不足をうめるため、昭和三十年度において、一般会計から、二十八億四千万を限り、

この会計の農業勘定に繰り入れることができる。

2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日、農業共済再保険特別会計の農業勘定において決算上の剰余を生じた場合において、農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十一号)第六條第二項の規定により同会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお剰余があるときは、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、一般会計に繰り入れなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

昭和二十九年の台風及び冷害による被害農家に対して米麦を特別価格で売り渡したことに對し食糧管理特別会計に生ずる損失をうめるための一般会計からの繰入金に關する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十年六月九日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長河井彌八君

昭和二十九年の台風及び冷害による被害農家に対して米麦を特別価格で売り渡したことに對し食糧管理特別会計に生ずる損失をうめるための一般会計からの繰入金に關する法律案

昭和二十九年の台風及び冷害による被害農家に対して米麦を特別価格で売り渡したことに對し食糧管理特別会計に生ずる損失をうめるための一般会計からの繰入金に關する法律案

政府は、昭和二十九年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に關する法律(昭和二十九年法律第二百二十八号)の規定により被害農家に対して米麦を特別価格で売り渡したことに對し食糧管理特別会計に生ずる損失をうめるため、昭和三十年度において、一般会計から、一億二千万円を限り、この会計に繰り入れることができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十年六月九日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 河井彌八郎

漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案
漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律

政府は、漁船乗組員給与保険法（昭和二十七年法律第二百十二号）第三條の給与保険の再保険事業につ

て昭和二十九年年度における保険事故の異常な発生により生じた損失をうめるため、昭和三十年年度において、一般会計から、七百万円を限り、漁船再保険特別会計の給与保険勘定に繰り入れることができる。

この法律は、公布の日から施行する。

附 則

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

臨時通貨法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十年六月九日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 河井彌八郎

臨時通貨法の一部を改正する法律案
臨時通貨法の一部を改正する法律

臨時通貨法（昭和十三年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「十四」を「五十円、十四」に、「七種」を「八種」に改める。
第三条中「十四ノ臨時補助貨幣ハ二百円迄」を「五十円ノ臨時補助貨幣ハ千円迄、十四ノ臨時補助貨幣ハ二百円迄」に改める。

第二条中「十四」を「五十円、十四」に、「七種」を「八種」に改める。

第三条中「十四ノ臨時補助貨幣ハ二百円迄」を「五十円ノ臨時補助貨幣ハ千円迄、十四ノ臨時補助貨幣ハ二百円迄」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔青木一男君登壇、拍手〕

○青木一男君 ただいま議題となりました四法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案について申し上げます。

昭和二十九年年度における風水害、冷害等が異常に発生し、農業共済再保険特別会計の農業勘定における再保険金の支払いが著しく増加したために、多額の歳入不足を生ずることとなったのであります。本案は、この歳入不足を埋めるために、昭和三十年年度において、一般会計から二十八億円を限り、この会計の農業勘定に繰入金をするこ

とができることとし、この繰入金につ

いては、後日この会計の農業勘定において決算上剰余を生じた場合は、再保険金支払基金勘定に繰り入れるべき金額を控除し、なお残額がある場合は、当該繰入金額に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り戻さなければならぬこととするものとさせていただきます。

委員会の審議に当りましては、農業共済保険の制度上の諸問題、なかなか保険制度成立の見通し、被害の決定問題等について質疑応答がなされましたが、詳細は速記録によつて御承知を願います。

質疑を終り、討論採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、昭和二十九年の台風及び冷害による被害農家に対して米麦を特別価格で売り渡したことに伴い食糧管理特別会計に生ずる損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案について申し上げます。

去る第二十回国会において成立をみました昭和二十九年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害農家に對する米麦の充渡の特例に関する法律に基いて、昭和二十九年の大風雨等による被害農家に対し、都道府県知事の

認定を受けたものに、米麦を特別価格で売り渡す措置を講じたことは御承知の通りであります。本案は、この特例措置によりまして、食糧管理特別会計に見込まれる損失を埋めるために、昭和三十年年度において一般会計から一億二千万円を限り繰入金をするこ

とができることとしようとするものであります。本案審議の詳細は、速記録によつて御承知願います。

質疑を終り、討論採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案について申し上げます。

最近において漁船乗組員の抑留が異常に発生し、漁船乗組員給与保険法による給与保険にかかる政府の再保険事業に損失を生ずるに至ったのであります。この損失を埋めるために、事故の性質にかんがみて、一般会計から漁船再保険特別会計に繰入金をする措置をしばしば講じて参つたことは御承知の通りであります。さきに第二十回

国会において成立を見ました漁船再保険特別会計における特殊保険及び給与保険の再保険事業について生じた損失

をりめるための一般会計からする繰入金に關する法律によりましては、昭和二十八年十二月一日以降、同二十九年十月十五日に至る間の損失を埋めるために、一般会計から千五百万円を繰入れることができることにしたのであります。しかるところ、その後引き続きいて保險事故が異常に発生し、本年三月三十一日までに約七百万円の損失が生じたのでありまして、本案は、この損失を埋めるために、昭和三十年年度においてさらに一般会計から七百万円を限り、この特別会計の給与保險勘定に繰り入れることができることにしようとするものであります。本案審議の詳細は、速記録によつて御承知願います。

質疑を終り、討論採決の結果、全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました次第であります。

詳細につきましても、速記録によつて御承知願います。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより四案の採決をいたします。四案全部を問題に供します。四案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて四案は、全会一致をもつて可決せられました。

○議長(河井彌八君) 日程第六より第五十一までの諸議を一括して議題とする。ことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。農林水産委員長江田三郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔江田三郎君登壇、拍手〕

○江田三郎君 今国会において、六月四日までに農林水産委員会に付託されました諸議は六十一件でありまして、この審査を終えましたので、その経過並びに結果の概要を報告いたします。

右の諸議の趣旨は多種多様であります。これを大別いたしますと、岡山県勝北地区暗き排水事業施行等、土地改良事業に關するもの十一件、長崎県佐世保海漁業禁止制限、あるいは漁港修築予算増額等、水産業に關するもの十件、馬の伝染性貧血症研究所の設置等、動物物の防疫に關するもの六件、林道の改良補修に關するもの四件、凍害及び雹害対策に關するもの四件、生乳の価格安定等、畜産関係のもの四件、未墾地買収価格、治山治水及び山林災害に關するもの各三件、その他保安林に關するもの、積雪寒冷地帯振興法の期限延長に關するもの各二件、木炭公營検査費国庫補助、蚕糸業の振興、競馬法の改正、農業委員会に對する補助金の復活、農業改良普及事業の拡充、農機具金融、米価の適正、野鳥類の保護、保温折衷苗代補助金等に關するもの各一件であります。

委員会におきましては、これらの諸議について政府当局の意見をも徴し、慎重審議いたしましたのでありますが、その中でも、北海道十勝川上流音更川の灌漑用水に關する諸議、すなわち十勝土地改良区がその水利権に基いて利用している音更川の水量が、公平電源開発工事の施行に伴つてはなはだしく低下したのに対して、(一)既得水利権と許可水量を確保すること、(二)明年灌漑期前に取水施設及び付帯施設の改良工事を電源開発会社の負担で実施すること、(三)水温上昇の措置を講ずること等の事項を、重政委員の紹介によつて、地元音更町長等から請願されたものであります。委員会におきましては、本問題に特別の関心が払われ、農林省、建設省、通商産業省、経済審議庁及び北海道開発庁等の当局の出席を求め、事情を究明し、当局の措置を遺憾として善処が求められ、各当局もこれを了承いたしました次第であります。

かくて審査の結果、未墾地買収価格の引上げ、さばきん着網漁業の集魚灯使用解禁に關する諸議等、四件についてはその結論を留保し、(議長々々、政府が来てないと呼ぶ者あり)すでに法律を改正した競馬法中一部改正に關する諸議を除き、ただいま議題となりました五十六件は、全会一致をもつて議院の會議に付し、採択の上内閣に送付し、政府を促してすみやかにこれが実現を期すべきものと決定いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつてこれらの諸議は、全会一致をもつて採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

議事の都合により、これにて暫時、休憩いたします。

午後四時四十分休憩

午後二時四十六分開議

○副議長(重宗雄三君) 休憩前に引き続き、これより會議を開きます。

次会の諸事日程は、決定次第公報をもつて御通知いたします。

本日は、これにて散會いたします。

午後二時四十七分散會

○本日の會議に付した案件

一、積雪寒冷地帯振興対策審議會委員の選挙

一、濃縮ウラン受け入れ協定仮副印に關する緊急質問

一、日程第一 千九百三十六年の危険藥品の不正取引の防止に關する条約の批准について承認を求めるの件

昭和三十年六月十五日 参議院會議録第二十四号

一、日程第二 農業共済再保険特別会計の繰入金不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案

一、日程第三 昭和二十九年の台風及び冷害による被害農家に対して米麦を特別価格で売り渡したことに伴い食糧管理特別会計に生ずる損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案

一、日程第四 漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案

一、日程第五 臨時通貨法の一部を改正する法律案

一、日程第六乃至第五十一の諸願

出席者は左の通り。

議長 河井 彌八君
副議長 重宗 雄三君

議員
上林 忠次君 片柳 眞吉君
加賀山之雄君 梶原 茂嘉君
柏木 康治君 奥 むめお君
飯島通次郎君 石黒 忠麿君
山川 良一君 赤木 正雄君
森田 義衛君 村上 義一君
宮城タマヨ君 溝口 三郎君

三木與吉郎君 三浦 辰雄君
前田 久吉君 廣瀬 久忠君
早川 慎一君 野田 俊作君
野本 品吉君 中山 福藏君
常岡 一郎君 土田國太郎君
田村 文吉君 竹下 豐次君
高橋 道男君 高瀬莊太郎君
高木 正夫君 新谷寅三郎君
島村 軍次君 河野 謙三君
小林 武治君 小林 政夫君
後藤 文夫君 岸 良一君
北 勝太郎君 石川 榮一君
滝井治三郎君 伊能 芳雄君
青柳 秀夫君 西川弥平治君
石井 桂君 白井 勇君
川口爲之助君 吉田 萬次君
酒井 利雄君 佐藤清一郎君
高橋 衛君 木村 守江君
谷口弥三郎君 宮本 邦彦君
安井 謙君 宮田 重文君
横川 信夫君 大矢半次郎君
植竹 春彦君 松岡 平市君
劍木 亨弘君 大谷 肇清君
一松 政二君 山本 米治君
木村嘉太郎君 左藤 義隆君
那 祐一君 寺尾 豊君
中山 壽彦君 草葉 隆圓君
津島 壽一君 井上 清一君
青木 一男君 大野木秀次郎君

島津 忠彦君 大谷 賛雄君
雨森 常夫君 宮澤 喜一君
西岡 ハル君 横山 フク君
平林 剛君 重政 庸徳君
小澤久太郎君 鹿島守之助君
深水 六郎君 藤野 繁雄君
加瀬 完君 加藤 武徳君
青山 正一君 入交 太蔵君
榎原 亨君 高橋進太郎君
永岡 光治君 伊能繁次郎君
仁田 竹一君 岡田 信次君
小瀧 彬君 小野 義夫君
古池 信三君 三輪 貞治君
平井 太郎君 川村 松助君
堀 末治君 白波瀬米吉君
西川甚五郎君 秋山俊一郎君
湯山 勇君 中川 以良君
吉野 信次君 泉山 三六君
黒川 武雄君 井上 知治君
岩沢 忠泰君 木下 源吾君
内村 清次君 秋山 長造君
阿具根 登君 片岡 文重君
大倉 精一君 河合 義一君
岡 三郎君 龜田 得治君
小松 正雄君 永井純一郎君
近藤 信一君 竹中 勝男君
成瀬 幡治君 小林 亦治君
森下 政一君 小酒井義男君
佐多 忠隆君 重盛 壽治君

江田 三郎君 小林 孝平君
高田なほ子君 安部キミ子君
矢嶋 三義君 藤田 進君
岡田 宗司君 田中 一君
戸叶 武君 栗山 良夫君
藤原 道子君 若木 勝蔵君
山田 節男君 天田 勝正君
中田 吉雄君 千葉 信君
羽生 三七君 野澤 勝君
荒木正三郎君 曾根 益君
山下 義信君 野村吉三郎君
市川 房枝君 紅 麗みつ君
有馬 英二君 最上 英子君
深川タマエ君 中川 幸平君
菊田 七平君 寺本 廣作君
木島 虎蔵君 松浦 清一君
赤松 常子君 須藤 五郎君
八木 秀次君 加藤シヅエ君
三浦 義男君 鈴木 一君
石川 清一君 上條 愛一君
西田 隆男君 苦米地義三君
長谷部ひろ君 相馬 助治君
村尾 重雄君 棚橋 小虎君
石坂 豊一君 一松 定吉君
松原 一彦君

國務大臣 高橋達之助君
政府委員
内閣官房副長官 松本 瀧藏君
外務省参事官 安藤 吉光君
外務省國際協力局長 河崎 一郎君
大蔵政務次官 藤枝 泉介君
〔第十九号参照〕
審査報告書
婦人の参政権に関する条約の批准について承認を求めの件
右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十年六月二日
外務委員長 石黒 忠麿
参議院議長河井彌八君
多数意見者署名
草葉 隆圓 小瀧 彬
佐藤 尚武 苦米地義三
梶原 茂嘉 後藤 文夫
佐多 忠隆 羽生 三七
曾根 益
要領書
一、委員会の決定の理由
本条約は、婦人の地位を國際的に高めようとする國際連合の事業

の一環として作成されたもので、婦人に対し、男子と同等の参政権を保障すること及び婦人に対し、公職就任の機会均等を保障することとを内容としている。

わが国がこの条約の当事国となることは、国際協力上、望ましいことで、又わが国においてすでに確保されている男子と同等な婦人の参政権を国際的にも確認することとなり、極めて、有意義と認められる。

二、費用
別に費用を要しない。

審査報告書

関税及び貿易に関する一般協定の
ある締約国と日本国との通商関係
の規制に関する千九百五十三年十
月二十四日の宣言の有効期間を延
長するための議定書への署名につ
いて承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年六月二日

外務委員長 石黒 忠雄

参議院議長河井彌八郎

多数意見者署名

草葉 隆圓 小瀧 彬
佐藤 尚武 吉米地三
梶原 茂嘉 後藤 文夫
佐多 忠隆 曾根 益
羽生 三七

要領書

一、委員会の決定の理由

わが国は、関税及び貿易に関する一般協定すなわちいわゆるガットへの正式加入迄の暫定措置として、一昨年十月二十四日締約国団の宣言によりガットへの仮加入を認められたが、その宣言の効力は、正式加入の日又は本年六月三十日迄のいずれか早い日に失効することになっている。然るに正式加入も六月三十日迄は実現しない可能性が多いので、今般前記仮加入宣言の効力を本年十二月三十一日迄に延長したのが本議定書である。すなわち、本年十二月三十一日迄は日本は締約国との間に実質上ガットに加入したと同様の利益を継続して均てんし得るので本件承認はわが国にとつて有利で妥当なものとして認められた。

二、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

船舶機量測定法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年五月三十一日

運輸委員長 加藤シヅエ

参議院議長河井彌八郎

多数意見者署名

仁田 竹一 三木與吉郎
平林 太一 小酒井義男
内村 清次 片岡 文重
早川 慎一 三浦 義男
木島 虎藏 川村 松助
岡田 信次

要領書

一、委員会の決定の理由

船舶機関の技術的進歩による小型化に伴い、船舶の機関室の積量と船舶の総積量との割合が百分の十三以下の船舶が著増しているが、現行法におけるこの種船舶の純積量の算定方法が、より大型の

機関を備える船舶、即ち前述の割合を超える船舶の場合に比し均衡を失っており、その結果、税金の賦課上不合理を生じてくるので、かかる船舶についての純積量の算定方法を均衡のとれたものに改正しようとするものであつて、妥当な措置と認められた。

二、費用

税金収入において若干の減少が見込まれる。

参議院会議録第二十三号正説

頁 段 行 誤 正

二五二 一六 臨時特別 臨時特別
二五三 二五 緊密 緊密
二五三 二四 適當競争 適當競争

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定價 一 部

十五 円
(郵送料別)

發行所

東京都新宿区市谷本町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三二一號官報課